

## 「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

意見	総務省の考え方
<p>意見 1</p> <p>公衆無線 LAN アクセスサービスは、身近なネット接続手段として、多種多様な端末にて利用可能となっており、公共及びビジネスシーンにおいて、固定・モバイル通信に次ぐ第3のアクセスとして利用が拡大されている認識です。</p> <p>利用者にとって安心安全、利便性の高いサービスとなるような取組みについては、「Japan Connected-free Wi-Fi」の提供等、当社も精力的に取り組んできたところで。</p> <p>今回の省令改正案における報告にあたっては、民間取引における契約の守秘義務の対象となっている内容も含まれていることから、当事者間にて相互に調整し、対応可能となるように検討を進めていきたい考えです。</p> <p>なお、報告内容については、当事者間の経営情報も含まれていることから、その開示については、ご配慮いただきたく思いますようお願い致します。</p> <p>【エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社】</p>	<p>基本的に本改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>本改正は、多様化する無線 LAN 環境に対応した契約数等の報告を受けることにより、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進するために、現状の市場環境の変化に対応した契約数等を把握することとするものです。</p> <p>また、本改正により取得することとなるデータについては、電気通信事業報告規則第10条に基づき集計結果を公表することとなります。データの公表等に関しては、電気通信事業者の意向にも留意し、適切に対応していく予定です。</p>
<p>意見 2</p> <p>この度の電気通信事業報告規則の改正は、公衆無線 LAN サービスの多様化したサービス提供形態に応じた契約数等を把握するために、報告事項の変更を実施するものと理解しています。</p> <p>しかしながら、今回の改正により報告されるデータには、一部、電気通信事業者の経営情報も含まれるため、収集されたデータの公表等にあたっては、あらかじめ開示方法等に関して電気通信事業者の意向を確認し、その意向を踏まえたものとする等、十分な配慮をお願いします。</p> <p>【ソフトバンクグループ】</p>	<p>本改正案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>取得したデータの公表に関する御意見については、意見 1 に対する「総務省の考え方」に同じです。</p>

以上